



## 島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定

鳥取県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、鳥根県と甲と乙との間において令和4年7月6日付けで締結した島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定（以下「基本協定」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （負担の範囲）

第1条 乙は、基本協定第3条に基づき、甲が実施する島根原子力発電所の原子力防災対策（米子市及び境港市が実施するものを含む。以下「防災対策」という。）に係る額について金1.8億円を上限に、毎年度、甲乙協議により定める額を負担するものとする。

### （基金への積立て等）

第2条 甲は、前条により乙が負担した金額を甲の鳥取県原子力防災対策基金（以下「基金」という。）へ積み立てる。

2 甲は、防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものについて、基金を取り崩してその財源に充当する。

### （国への要請）

第3条 甲は、防災対策について、引き続き国の財源確保に努めるものとする。

### （有効期間、更新）

第4条 本協定の有効期間は、令和4年度から同8年度までの5年間とする。

2 甲が令和9年度以降に実施する防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものがあって、甲が必要であると認める場合は、島根原子力発電所の状況変化等も踏まえ、甲乙協議の上、期間を更新することができるものとする。

3 甲は、前項の協議を求める場合は、乙に対して、令和8年12月31日までに、書面により申入れを行うものとする。

4 第1項に定める期間中であっても、国が甲に防災対策の実施のために必要な措置を講ずることを求めていると認められなくなった場合、又は防災対策に係る経費の全てに国の財源措置が行われた場合は、以降本協定はその効力を失う。

5 本協定が効力を失った場合は、以降基本協定第3条はその効力を失う。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める条項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、解決する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年7月6日

甲 鳥取県  
鳥取県知事

平井 伸治

乙 中国電力株式会社

代表取締役  
社長執行役員

瀧本 夏彦